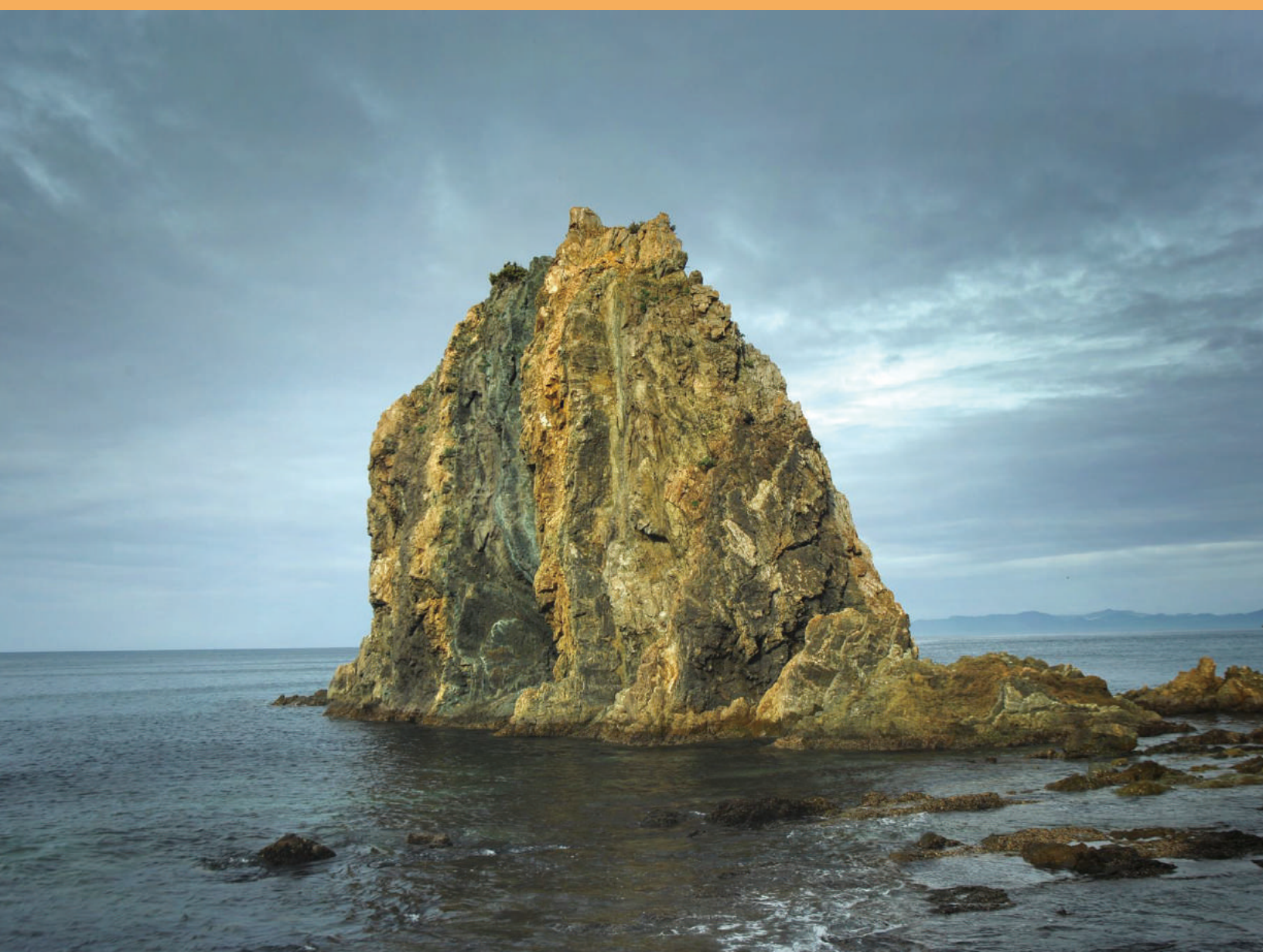


公益社団法人八幡浜法人会 広報誌

# はまゆう

2017.1 No.72



公益社団法人 八幡浜法人会



(公社)八幡浜法人会は昭和36年(1961年)税務協力団体として八幡浜市の法人企業130社の自主的任意団体を基礎としてその後、同じ趣旨のもと八幡浜税務署管内 八幡浜市、西宇和郡、東宇和郡(現西予市)の企業経営者に広がり、昭和54年(1979年)社団法人化し、また平成25年に公益社団法人として会員数約830社からの会員を要する組織となっております。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正の提言や、未来を担う子どもたちへの租税教室を行うなど、税知識の普及や社会貢献を目的に活動しております。

法人会イメージキャラクター 杉山 愛さん

## 本文目次

新年のご挨拶 (公社)八幡浜法人会会長 三瀬泰介	2
年頭のご挨拶 八幡浜税務署長 藤川伸一	3
(公社)八幡浜法人会第4回通常総会	4
第33回法人会全国大会	5
第30回法人会 全国青年の集い	6
新会員のご紹介	7
マイナンバーについて	8-9
八幡浜税務署よりお知らせ	10-15
えひめ結婚支援センターからのご案内	16-17
トピックス～「税についての作文」受賞作品	18-20
法人会の租税教室	21
「自主点検チェックシート」について	22
法人会アンケートシステムについて	23-24
法人会のインターネットセミナーのおしらせ	25-26
女性部会について	27
法人会の主な行事	28-31

表紙の写真

**西予市のジオポイント 須崎のマンモス岩**

約4億年前に堆積した火山灰が固まってできた西予市三瓶町須崎の地層群。現在では地殻変動で垂直の岸壁美を見せています。300mほどの遊歩道も整備されており間近で見ることが出来ます。

撮影 鈴木 友三郎氏



# 新年のご挨拶

(公社) 八幡浜法人会 会長 三瀬 泰介



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様にはご家族お揃いで穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、関係諸団体の皆様、女性部会、青年部会の方々には日頃より格別のご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして八幡浜法人会も公益法人に移行して4回目の総会を経て長年継続してきた従来の運営方

法から新しい視点のもと事業や予算の見直し・再組み立てを行い、全員参加の活発な活動が展開を致しております。

私ども法人会は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」という法人会の基本理念のもと様々な活動を行っております。なかでも租税教室は将来を担う児童生徒にたいし「税」の大切さを伝える事業として定着しており、お伺いした各学校より高い評価をいただいております。そのほか地域イベントへの協賛や経営者向け、従業員向けのセミナー等を行っております。

さて、昨年度は英国のEU離脱、米国の大統領選挙での共和党の復活による国政の大転換など大きく世界が動き始めた年でもありました。さらに本年は3月のオランダ総選挙を皮切りにフランス・イランの大統領選挙、秋にはドイツの議会選挙と続きヨーロッパ全体でそれぞれの国民の意思を問う選挙が目白押しで結果次第では大きな経済・社会情勢の変化が想定され、期待と不安が交錯する中新しい時代に向かって胎動をはじめた年だといえます。

一方、国内の目を向けましても恒常化している少子・高齢化、地域の過疎化問題に加え、各地に広がる地震・大雨などの大規模な自然災害など、不安が募るニュースが多い中、八幡浜工業高校が【学生国際ロボットコンテスト】で金メダルを獲得し、また、八幡浜高校が県高校駅伝大会で10年連続10回目の優勝を果たし、都大路での全国高校駅伝大会に出場した事はとても明るいニュースとして、この地域に住む人々に夢と希望をもたらし「地方でもやればできる」ことを証明してくれました。

我々も公益社団法人としてさらなる公益事業を拡大し、活動を活性化させて参りますので会員の皆様の参加、ご協力をお願いいたします。

結びとなりましたが、皆様の益々のご繁栄とご多幸をお祈りいたしまして新年のご挨拶といたします。

本年も法人会をどうぞよろしく願いいたします。

# 年頭のご挨拶

八幡浜税務署長 藤川 伸一



新年あけましておめでとうございます。

平成 29 年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、公益社団法人八幡浜法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。八幡浜法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に大変熱心に取り組んでこられました。

特に、「税を考える週間」における女性部会を中心とした街頭キャンペーンの実施、青年部会を中心とした租税教室への講師派遣など地域に密着した社会貢献活動にも力を入れられ、着実に成果を挙げておられます。

このような活動は、申告納税制度の下における税務行政の円滑な運営にとって、欠くことのできない大きな役割を果たしているものであり、これもひとえに三瀬会長をはじめとする役員の皆様のご尽力と、会員各位のたゆみないご努力のたまものと深く敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、著しいスピードで変化しておりますが、税務当局といたしましては、このような環境変化の中にあって、的確に対応しながら、「内国税の適正かつ公平な課税の実現と期限内納付の推進」を図ることにより、国民の負託に応え、税務行政に対する信頼を維持していきたいと考えております。

なかでも、国税庁の重要課題として普及・定着に努めております e-Tax につきましても、皆様方のご協力により、八幡浜税務署管内の法人税での利用割合は、非常に高いものとなっております。感謝致しております。

今後は、毎年 1 月末までに提出する法定調書の合計表やダイレクト納付による納税なども含め、e-Tax の更なる普及・定着に向けてより一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

また、昨年 1 月から利用が開始されているマイナンバーも今月からは番号記載が本格化することから、マイナンバー制度の定着に向けて、今後も納税者の皆様のニーズに応じた周知・広報を積極的に行っていくこととしておりますので、八幡浜法人会の会員の皆様におかれましても、円滑な実施に向けてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人八幡浜法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



# 第4回 通常総会 開催



第4回通常総会が平成28年5月18日(水)に八幡浜商工会館大ホールにて開催されました。

第1号議案「平成27年度決算報告承認の件」、第2号議案「役員一部変更の件」が議場に諮られ承認され、続いて平成28年度事業計画等、理事会承認事項が報告されました。

表彰では功労者表彰が行われ、役員表彰では大家清明理事、濱上寛治理事、大田信介理事、以上3名、会員増強表彰では伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、福利厚生制度推進では大同生命保険(株)の兵頭慶子推進員・森田忍推進員がそれぞれ表彰されました。

総会終了後、「伊予の大阪」から「世界の八幡浜」へと題しまして愛媛県歴史文化博物館専門学芸員大本敬久氏による記念講演会を行いました。「伊予の大阪」と呼ばれていた時代の様子や世界に誇れる八幡浜へと今後の展望などについて講演いただきました。

また、八幡浜新聞社様、豊予社様には貴重な当時の記事や写真等を提供していただきました。



講演中の大本氏



# 全国法人会総連合

## 第33回法人会全国大会（長崎大会）



平成28年10月20日（木）に第33回法人会全国大会長崎大会が長崎市内のブリックホールで開催され、全国から約1,800名の参加がありました。

第1部では「地方が生き残るために～長崎その歴史その魅力その未来～」をテーマに長崎総合科学大学教授のブライアン・バークガフニ氏の記念講演があり、長崎の歴史、文化についての講話を頂きました。

第2部の大会式典では、一般社団法人長崎県法人会連合会の宮脇雅俊会長の開会の辞、主催者を代表して池田弘一全法連会長の挨拶に続き、迫田国税庁長官ほか来賓の祝辞、会員増強表彰等の授彰式を経て平成29年度税制改正に関する提言の要旨が発表されました。

### 平成29年度税制改正スローガン

#### [ 総論 ]

経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！  
適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

#### [ 法人税 ]

中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！

#### [ 事業承継税制 ]

中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

# 全国法人会総連合 第30回全国青年の集い 旭川大会



## 第30回法人会全国青年の集い 北海道大会に参加して

9月8日～9日まで旭川市で開催された全国青年の集いに参加しました。

初日の全国部会長サミットではグループごとの円卓会議にて社会保障制度と租税教育活動の意義について活発な議論を行いました。少子高齢化に伴い今後ますます厳しくなる日本の財政事情を踏まえ、今後法人会青年部として国に社会保障の効果的な使途を提言出来るよう青年部会員が相互に自分自身の考えを述べて知識を深めました。

2日目の大会式典も厳かに行われ、来年の高知大会に向けて四国が一体となり全国の会員をお迎えする事を誓いました。

また記念講演ではスキージャンプのレジェンド葛西紀明選手がユーモアを交えながら輝かしいメダルを獲得するまでの努力や感動的な家族の支えのエピソードを聴くことが出来、胸が熱くなりました。

遠く北海道の地で行われた大会でしたが、食べ物や自然も満喫し心も知識も満たされて、とても良い経験をさせていただきました。

青年部会長 水内 大介





# 新規入会者のご紹介



ご入会ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

平成 28 年 1 月～12 月 20 日現在

会 員 名	代 表 者	住 所	業 種
ファイブヴィレッジ (株)	鍋島正孝	西予市宇和町卯之町 4-688-7	ソフトウェア開発
安土大網 (株)	高橋充広	西予市三瓶町蔵貫浦 786	大中型まき網漁業
(株) 永咲工業	登口繁人	八幡浜市保内町川之石 1-28-4	土木工事
クリーンハウスきくち	菊池洋二	八幡浜市保内町川之石 1-237-154	清掃業
正司哲浩税理士事務所	正司哲浩	西予市宇和町下松葉 619	税理士
(株) 木下牧場	木下大介	西予市城川町川津南 4023	農業
(株) いなほ農園	三瀬泰介	八幡浜市裏田 1386-1	地鶏飼育加工販売
(株) 三瀬洋商店	三瀬泰介	八幡浜市裏田 1386-1	LPG 販売
(株) フラワーショップ西川	西川宏志	西予市宇和町卯之町 3 丁目 201	生花販売・卸し
(株) いづみ屋商店	泉久夫	八幡浜市 1395 番地	食料品卸
(有)アーバンビルサービス	上野晃	八幡浜市松柏甲 814-3	設備保守点検
(株) 平田電気	平田貴久	八幡浜市八代 56-2	電気工事・家電販売
合同会社 Frea	高橋史展	西予市野村町野村 12-435	整体
渡辺運送有限会社	渡邊栄治	西予市城川町下相 883-1	運送業
林米穀店	林 功	西予市野村町野村 12-37-1	米穀小売業
キクチ観光株式会社	菊地三千代	西予市宇和町河内 95-3	林業
(株) 丸山電設	丸山一男	西予市宇和町下松葉 490-2	電気工事業
古谷佑一税理士事務所	古谷佑一	西予市宇和町卯之町 2-443	税理士
(有)シークローズ	山口等	西予市三瓶町津布理 3341	ウェットスーツ製造販売
ササキマリン (株)	佐々木周二	西予市三瓶町二及 2-684-15	二輪車・船舶修理販売
(株) たいよう農園	本田幸久	西予市三瓶町朝立 7-122-1	ホテル業
八幡浜観光バス (株)	宇都宮敏薫	八幡浜市保内町喜木 1-116-1	運送業
(株) MSD ホールディングス	新見和映	西宇和郡伊方町二見甲 897-1	
(株) 晃建	上甲晃久	西予市宇和町岡山 1173	建設業
平井尚昭	平井尚昭	八幡浜市松柏乙 1036	歯科医
萩森嘉博	萩森嘉博	八幡浜市大平 1-782-51	鮮魚・卸し小売り
上田水産(有)	上田吉則	八幡浜市川上町上泊甲 220-1	漁業
(株) マルミ	小山正二	八幡浜市向灘 2351-2	生鮮卸売業
九四生コン (株)	阿部史朗	西宇和郡伊方町名取 3065	製造業
(株) ミヤモトオレンジガーデン	宮本泰邦	八幡浜市川上町川名津 388	農業生産法人
(株) OAK	今村利隆	西予市野村町阿下 7-152-1	卸売・小売業

# 申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



123...

## マイナンバーの記載



## 本人確認書類の 提示又は写しの添付

### が必要です

#### 本人確認書類

##### ◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

##### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

#### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）  
などのうちいずれか1つ



#### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

#### 国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

制度の概要等は  
裏面をご覧ください



# 社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

## マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

## 国税分野におけるポイント



### 税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

#### ▶ マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。  
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。  
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



### 税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1 **マイナンバーカード（個人番号カード）のみ**【番号確認及び身元確認書類】

例2 **通知カード【番号確認書類】 + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など**【身元確認書類】

#### 例1 マイナンバーカード



（表面）



（裏面）

又は

#### 例2 通知カード



+  
身元確認書類

※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

国税庁  
ホームページの  
ご案内は表面へ



八幡浜法人会会員の皆様へ

八幡浜税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い  
～国税庁ホームページで申告書がつくれます～

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、所得税及び復興特別所得税の確定申告の季節となり、各税務署において還付申告書の受付が始まっています。平成 27 年分の確定申告者数は全国で約 2,152 万人、そのうち還付申告書の提出者は約 1,247 万人で、還付申告をする会社員の方も数多くいらっしゃいます。

そこで、御社の社員の皆様に国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」（平成 29 年 1 月 4 日（水）から 3 月 31 日（金）の間開設予定）をご案内したいと考えています。この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を入手することができるほか、申告書作成にとっても便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけます。

つきましては、別添「あなたの確定申告をサポートします～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～」を特集ページ内の「源泉徴収義務者の方」に掲載していますので、ファイルをダウンロードの上、社員の皆様に配付又は回覧などにより情報提供していただければ幸いです。その際、社内 LAN 等がありましたら、電子掲示板に掲載するかメール配信するなどの方法でお知らせしていただければと存じます。

なお、ファイルは、国税庁ホームページへのリンク設定の有無等により、以下の 7 種類を提供しています。

ファイル形式		HTML	Microsoft® Word	PDF	テキスト
リンク 設定	有	○	○	○	○
	無		○	○	○

※「Microsoft® Word」は、米国 Microsoft Corporation の、米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

また、国税庁では、電子政府実現の一環として、インターネットを利用して申告や納税ができる国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及拡大に努めており、特に申告件数が多い個人の方々に e-Tax を利用していただけるよう、平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に向け、さらに便利で使いやすいものにするための様々な改善措置を講じていますので、確定申告と併せて御社の利用及び社員の皆様への情報提供をお願いいたします。

おって、社員の皆様への情報提供は、平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間の末日である平成 29 年 3 月 15 日（水）には終了していただくよう重ねてお願いいたします。

※「確定申告特集ページ」へは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からアクセスできます。

【問い合わせ先】

八幡浜税務署 法人課税部門  
担当：越智 Tel.0894-22-0800 内線 30

※ 音声ガイダンスによりご案内しますので、「2番」を選択してください。

# あなたの確定申告をサポートします ～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

別添

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

## ■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・ 医療費控除の還付申告
- ・ 住宅ローン控除の還付申告

また、確定申告についての重要なお知らせを掲載しています。

例えば、

① 平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります（e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。）。

② マイナンバーカードを利用して、e-Taxにより申告手続等を行う場合に必要の手続き

といった重要なお知らせを掲載しています。

このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

## ■申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・ 24時間いつでも使えます。
- ・ 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・ 作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。
- ・ また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。



e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。



- ① ネットで申告
- ② 添付書類の提出省略  
(書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 確定申告期間中は24時間受付  
(メンテナンス時間を除きます。)  
※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。  
詳しくはe-Taxホームページ ([www.e-Tax.nta.go.jp](http://www.e-Tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

## ■そのほかにもできること、いろいろ

- ・ 確定申告書の用紙をダウンロードする。
- ・ 確定申告の手引きをダウンロードする。
- ・ 税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- ・ 税務署の所在地等を調べる。

## ■動画で分かりやすく解説

インターネット番組（Web-TAX-TV）では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。

## 八幡浜税務署からのお知らせ

### ○ 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

所得税及び復興特別所得税や、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告が始まります。

申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。

申告書はできるだけご自分で作成して、お早めに提出してください。

八幡浜税務署内の確定申告会場は次のとおり設置しています。

設置期間：平成 29 年 2 月 16 日（木）から 3 月 15 日（水）までの平日

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

※ 混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

相談開始：午前 9 時から

（注）駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

平成 28 年分の申告と納税は、

所得税及び復興特別所得税 平成 29 年 3 月 15 日（水）

個人事業者の消費税及び地方消費税 平成 29 年 3 月 31 日（金）までです。

### ○ 電話による申告相談をご利用ください！

平成 29 年 1 月 18 日（水）から 3 月 15 日（水）まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

なお、土・日・祝日については、2 月 19 日（日）及び 2 月 26 日（日）のみ、電話相談を行っております。

最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

※ 確定申告以外の国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、管轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつながります。

### ○ マイナンバー（個人番号）を記載した確定申告書や申請書等を提出する際に、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

税務署では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等



関する法律（番号法）」に基づき、なりすましを防止するために厳格な本人確認（番号確認及び身元確認）が義務付けられておりますので、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類（番号確認書類と身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

● **マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は**

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
  - ご自宅等からe-Taxで確定申告書等を送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。
- ※ e-Taxで送信する場合は、事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

● **マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は**

以下の番号確認書類と身元確認書類が、必要となります。

【 番 号 確 認 書 類 】	+	【 身 元 確 認 書 類 】
<p>《ご本人のマイナンバー（個人番号）を確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知カード</li> <li>● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバー（個人番号）の記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ</li> </ul>		<p>《記載したマイナンバー（個人番号）の持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 公的医療保険の被保険者証</li> <li>● パスポート</li> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 在留カード</li> <li>● などのうちいずれか1つ</li> </ul>

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認書類及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】



※ 本人確認書類でマイナンバーカードの写しを添付される場合には、マイナンバーカードの**表面及び裏面**の写しが必要となりますのでご注意ください。

+

**身元確認書類**

○ **確定申告は自宅等から便利なe-Taxで！**

1 **自宅等からネットで申告**

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出（送信）できます。

## 2 添付書類の提出を省略

所得税及び復興特別所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称、支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。

（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがありますので、保管していただく必要があります。）

## 3 還付がスピーディー

自宅や税理士事務所から e-Tax で申告された還付申告は3週間程度で処理しています。

## 4 24 時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の申告期間中は、24 時間 e-Tax の利用が可能です。（メンテナンス時間を除く。）

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

## ○ 贈与税の申告と納税をお忘れなく

平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日の 1 年間に、個人からもらった財産の価額が 110 万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

平成 28 年分の贈与税の申告と納税は平成 29 年 3 月 15 日（水）までです。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合や住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されているパンフレットをご覧ください。

## ○ 納税は振替で

所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な預貯金口座からの振替納税をご利用ください。

「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名（フリガナ）、金融機関名、預貯金種別、口座番号等を記載の上、金融機関への届出印を押印して、税務署又は取引先の金融機関へ提出すれば、あなたの預貯金口座から自動的に納税できます。

なお、既に振替納税を利用している方で金融機関などを変更される場合、新たに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要となります。

「預貯金口座振替依頼書」用紙は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」中にある「振替納税の新規（変更）申込書」の様式をご利用いただくか、税務署の窓口にも用意しています。

## ○ 振替納税の口座振替日

確定申告による所得税及び復興特別所得税の口座振替日

振替納税を利用する場合・・・平成29年4月20日(木)

確定申告による消費税及び地方消費税の口座振替日(個人事業者)

振替納税を利用する場合・・・平成29年4月25日(火)

※ 預金残高の確認をお忘れなく! ※

お問い合わせ先：八幡浜税務署 電話 0894-22-0800

○ 八幡浜税務署 人事異動情報(平成28年7月10日付)

官 職	転入者		転出者	
	氏 名	旧所属部門等	氏 名	新所属部門等
署 長	藤 川 伸 一	高松局 総務部	辻 野 豊 二 郎	退 職
管理運営部門統括官	石 上 勲	宇和島署 管理運営部門	石 橋 司	今治署 管理運営部門
個人課税部門統括官	武 田 三 生	須崎署 個人課税部門	松 本 真 治	松山署 個人課税部門
法人課税部門統括官	越 智 則 勝	高松局 調査部	松 下 伊 久 雄	高松局 総務部

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの  
手続きがインターネットで行えます。

## 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、  
1か月程度かかります。

電子申告で  
効率UP!



e-Taxを利用して  
所得税及び復興特別所得  
税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略(注)

還付が  
スピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署  
から書類の提出又は提示を求め  
られることがあります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。  
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準備すれば、自宅等の  
パソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の  
提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。 ※メンテナンス時間を除きます。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp



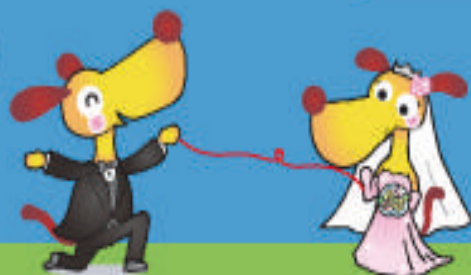
県の婚活ますますやるケン!!!

1対1のお見合い事業

# 愛結び

待望の  
八幡浜会場  
OPEN!!

きっと見つかる  
えひめ  
愛顔のご縁。



「愛結び」八幡浜会場が「八幡浜市福祉文化センター」1Fロビーにオープン(2月予定)します。  
特設会場として西予市では「西予市教育保健センター」4階研修室で月2回程度、開所しております。  
詳細はえひめ結婚支援センターHP「えひめ結婚支援」で検索  
またはえひめ結婚支援センター南予事務所

電話0893-57-6705までお気軽にお問合せください。

「愛結び」は会員制の1対1のお見合いシステム。結婚を希望する独身男女が自身のプロフィールを登録(会員登録)、お相手情報を閲覧してお会いしたい方を探していただきます。そして「えひめ結婚支援センター」が個別にお引き合わせいたします。

愛結びの会員になれるのは

結婚を誠実に希望し、自ら努力される20歳以上の独身の方ならどなたでも会員になれます。  
愛媛県内に限らず県外にお住まいの方でも登録できます。

愛結びシステムのご利用にはインターネット及びメールができる端末(パソコン、スマホ等)が必要です。

「愛結び」ご利用のルールはこちら



# 「愛結び」システムで

## お見合いするには

### 登録

- 1 スマホまたはパソコンからえひめ結婚支援センターのHPにアクセスして入会申込み、愛結びコーナーの来所予約をする

※センターに電話連絡をした後、必要事項を記入した入会申込書と必要書類を愛結びコーナーに持参して登録することもできます。(この際は携帯のドメイン解除が必要です)



- 2 登録料と登録必要書類を持って、愛結びコーナーまたは特設会場へ

※書類等がすぐ揃えられない場合もお気軽にお問合せください。(登録料は1万円/2年間)

### 登録

会員登録証、会員ID、  
パスワード発行

### 閲覧・申込み

- 3 携帯またはパソコンから都合のいい日時で閲覧を予約

- 4 愛結びコーナーにてお相手のプロフィールを閲覧

実際に会ってみたいお相手にお引合せ(お見合い)のお申込み



ここを  
タップ

ビッグデータ分析による  
おすすめのお相手を提示!

### お引合せ

- 5 お相手もOKなら(または会いたいというお申込みを自分が受けるなら)、お引合せ日(お見合い)等を愛結びサポーターが調整

※愛結びサポーターとは愛結び事業において県からの認定を受けたボランティアです。

- 6 愛結びサポーター同席のもとお引合せ(お見合い)

※お茶代とサポーター交通費として、2,000円が必要です。



- 7 双方の意思確認等、愛結びサポーターが行います



## 交際開始

愛結びサポーターによる  
交際フォローで  
安心。

### 交際不成立

2年間の登録有効期間中、  
お相手が見つかるまで  
何度でもお申込みできます。

\*当システムはご希望の条件の方とのお見合いの実現を必ずお約束するものではありません。ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。



# トピックス

## (公社) 八幡浜法人会 「新入会員の集い」 開催

平成 28 年 11 月 21 日 八幡浜市内、浜味館あたごにて連絡協議会及び新入会員の集いを開催いたしました。法人会入会のメリットとしての税務研修会や福利厚生制度の紹介がありました。現在八幡浜税務署管内の法人の約 6 割の事業所に加入いただいております。税制改正のあらまし(ダイジェスト版)の送付やセミナー、講演会を行っております。個人での入会も可能ですので、まだ加入されていないお知り合いの方がいらっしゃいましたら是非ご紹介をお願いいたします。



新入会員の紹介



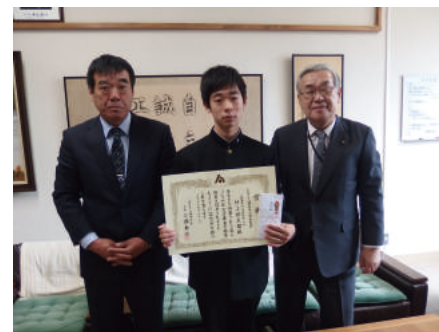
## 税の作文 入賞作品より



(公社) 八幡浜法人会 会長賞

「税のありがたさ」

八幡浜市立八代中学校 三年 村上 昂太郎さん



(公社) 八幡浜法人会 会長賞

「百均が百均じゃないやん」

愛媛県立八幡浜高等学校 三年 松本 智未さん



(写真前列向かって左より二人目)





【公益社団法人八幡浜法人会会長賞】

## 「税金が教えてくれる素晴らしい社会」

八幡浜市立八代中学校 三年 村上 昂太郎

四月に、政府が消費税十パーセント引き上げを見送ったというニュースを見た。世界経済が不安定な今、増税することで国内の景気が冷え込むのを懸念したことが、増税を延期した理由だった。このニュースで、税金が社会に大きな影響を与えていることを知り、税についてもっと詳しく調べてみた。

税金の役割には、富の再分配や経済政策の推進、国内産業の保護などがある。税金の種類は大きく「国税」と「地方税」の二つがある。その中でさらに、「直接税」と「間接税」に分けられる。これらの税は、公共の福祉や社会保障の政策用の資金として使われる。

では、なぜ僕たちは必ず税金を納めなければならないのか。日本国憲法に、「納税は、勤労・教育と並ぶ国民の三大義務の一つ」と明記されている。なぜなら税金は、国民の健康で豊かな生活を実現するための活動費となるからだ。もし僕たちが真面目に税金を納めなければ、ごみの収集がなくなる。学校に教科書や机が支給されなくなる。事故が起きても救急車や消防車が来なくなるなど様々な問題が発生し、僕たちの暮らしは今までのように、快適かつ安心なものではなくなってしまうのだ。これではみんなが困る。税金は僕たちの生活を支える土台であり、なくてはならないものだということや、税をしっかりと納めることがよりよい未来をつくるということ、しっかりと認識できた。

調べていくうちに、現在僕たちがどのように税金を納めているのか、また、将来どのように税金を納めればいいのかを知りたくなった。まず、最も身近な税である消費税について調べた。日本では現在、消費税は八パーセントである。例えば、店で百円のノートを買ったとすると、その八パーセント、つまり八円がこのノートの消費税となる。この消費税は店が預かり、税務署に納める。税務署は税を徴収する。徴収された税は、国税局から国税庁を経て、国の資金となる。

次に、大人になって働いている場面から考えてみた。例えば会社員の場合、給料から納税分が差し引かれ、税務署や市区町村に納められる。税金には国税と地方税が含まれているので、それぞれ納める先が違うのだ。また、自営業の場合は、確定申告により支払う。

僕たちが納めた税金は、結果的にいろいろな形で僕たちに還元される。そして何より、高齢の方々など年金で暮らしている人たちの生活を支えている。祖母や将来の両親、そして将来の僕たちが幸せな毎日を送れるように、僕は今からできる限りのことをしていきたい。

社会はみんなで作って上げていくものだ。一人一人がお互いに助け合おうと行動すれば、みんなが幸せに暮らせる素晴らしい社会ができるはずだ。税金は、その社会を生み出すための重要な鍵なのではないか。僕は、そのことを常に念頭に置きながら、これからもしっかりと納税の義務を果たしていきたい。

## 「百均が百均じゃないやん」

愛媛県立八幡浜高等学校 三年 松本 智未

### 「百均が百均じゃないやん」

今まで税金について良いイメージを持っておらず、知識も興味も無く、増税にも反対だった私が思っていたことは、このくらいのものであった。しかし、それはとても浅はかな考え方だったと、今では思う。今回、税に関する作文を書くことに先立って、税について調べてみた。すると、税金の良さやありがたさがわかったその一方で、日本は大きな課題を抱えているということも見えてきた。

私たちは普段、何気なく毎日を過ごしているが、その毎日の暮らしは税金によって支えられていることがわかった。学校に通い勉強し、休日には市立図書館を利用し、毎日綺麗な水で炊いたご飯を食べるということは平凡であるが、税金なしでは決してできない。税金は教育環境の整備や公共施設、公共事業などその他にも暮らしに不可欠なことに税金は使われている。今の暮らしがあるのは、税金があってこそなのだと思うと、ありがたく感じられると同時に、増税も悪くはないと思われる。まして、私たちの暮らしがより良くなるのであれば、なおさら賛成したい。

次に、日本の大きな課題について考えてみた。近年、日本は医療技術の発達により、平均寿命が延びているが、出生率は下がっており、少子高齢化が進行している。そこで、高齢者のための社会福祉をより充実したものにしなければいけない。世界には、東欧諸国のように日本の倍以上消費税が高いが、その代わり社会福祉が充実しているから、国民も不満はないそうだ。しかし、日本でそれを行うとなれば厳しいと考えられる。少子化によって若者が減っており、介護の担い手が少ないからである。かと言って、消費税を急激に上げようとするれば、国民は不満を持つに違いない。これらの理由から、日本は社会福祉を向上させることができないのではないかと私は考えた。また、幼稚園や保育園などの待機児童のより早い改善や、晩婚化に対する策が必要だと思った。そうすれば、少子化の進行も抑えられるのではないかと考えたからだ。

今はまだ働いていないので、納税をすることは無いが、これらの日本の改善のためにもしっかり納税の義務を果たしたい。また、税金についてもっと知っていきたくと思った。



# 法人会の租税教育活動

法人会の目的である「税知識の普及、納税意識の高揚」の基本理念に立脚し「租税教育活動」を大きな柱と位置付け青年部会・女性部会を中心に積極的に推進します。

また、租税教育の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を女性部会が中心となって行っています。

『租税教育』の目的・意義は、次代を担う児童・生徒ならびに一般社会人が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることです。

## 平成 28 年 1 月～ 12 月実施 租税教室 6 校



愛宕中 福岡さん



双岩小 小川さん



日土小 水内さん



白浜小 民間さん



神山小 谷口さん



三瓶小 和氣さん

【租税教室】では、最初は「税金は必要ないのでは」と考えていた児童・生徒が、最後には「税金は色々な公的サービスの費用を賄う上で必要だ」と理解し、『租税教育』として成果をあげています。

また、講師陣の創意工夫により年々、進化し続けており、たいへん高い評価をいただいております。

【税に関する絵はがきコンクール】では、租税教室を行った小学校を対象に募集を行っており優秀作品を表彰しています。優秀作品は八幡浜法人会ホームページに掲載予定です。



# 企業のコンプライアンス向上のために 自主点検チェックシートを活用しよう

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。

法人会では、この度、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。

この取り組みは、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

また、内部統制や経理水準が向上し、適正な申告が図られる企業については、結果として税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることにつながることも法人会としては期待しているところです。

企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート・ガイドブック」をご活用ください。

自主点検チェックシートは八幡浜法人会ホームページよりダウンロードできます。また、送付を希望のかたは事務局までお申し付けくださいませ。

ホームページアドレス <http://y-hojin.jpn.org> 又は「八幡浜法人会」で検索。  
お問合せは 事務局 電話番号0894-24-6250 まで

# 法人会アンケート調査システム

## 新規登録にご協力ください

法人会は、国内企業の約80万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。



平成28年9月 公益財団法人 全国法人会総連合



### アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をふやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1~2件のペースで調査をしています。

最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



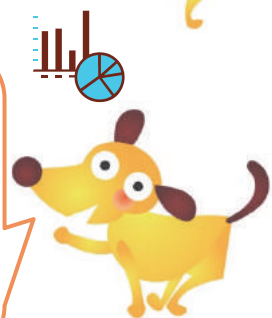
どうして新規登録を  
ふやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

\*平成28年7月現在、アンケート送信対象は約4000名、回答数は約1200件です。



### 外部機関とタイアップして実施した主な調査 \* ( )内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの  
活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況  
(国税庁、H26/8)

がん検診意識調査  
(東京都、H25/12)

事業承継  
(慶応大学大学院、H25/10)

# 法人会アンケート調査システム 新規登録方法



- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレスでご登録願います（メール未達先発生防止のため）。

1

登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、全法連のホームページを表示します。そして「法人会アンケート調査システム」のバナーをクリックします（右図）。



3

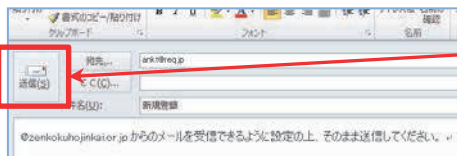
法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



参考/すでに登録している方でメールアドレス等を変更される場合はこちらから手続きをしてください。

4

メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、@zenkokuhojinkai.or.jp からのメールを受信できるように設定してから送信してください。

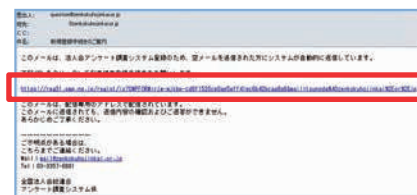


送信



5

すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



クリック

リンクをクリックしてね。



6

入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記 3 の「登録情報の確認・変更」からご自身の登録情報を更新願います（更新後、アンケートの送信を再開します）。

## アンケートを受信されました、ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2か月に1~2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後にご回答をお願いいたします。なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等からご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、右図の手順でご回答ください。





法人会の  
ホームページより  
ご覧いただけます

インターネットでセミナー視聴 **《無料》**

# インターネット・ セミナー

## お薦めプログラムのご案内

インターネット・セミナーはパソコンやスマホ・タブレットなど<sup>※</sup>を使い、映像コンテンツを視聴することにより、様々なセミナーを受講したり経営情報が取得できるサービスです。

※スマホ・タブレットは一部の機種では対応しておりません。



### こんな方に最適です

セミナーを受講したいけど  
忙しくて時間がない！

24時間いつでも  
ご利用いただけます。

継続的に社員研修を  
行いたい！

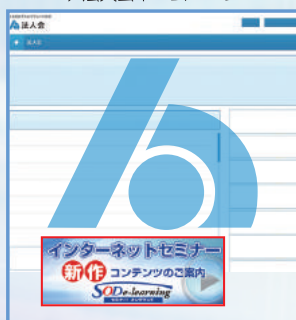
勉強会（社内研修）  
などに  
ご利用いただけます。

受講したいセミナーが  
開催していない！

350本以上の豊富な  
ラインアップから  
自由に選べます。

### 視聴方法

▶法人会ホームページ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶ID とパスワードを入力



▶セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナー TOP 画面を開きます。

【ログイン手順】

- ①赤いボタン《ログインはこちら》をクリック
- ②ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③視聴したいセミナーを選択
- ④《動画を見る》ボタンをクリック
- ⑤セミナー視聴画面へ

▶インターネット・セミナー TOP 画面

▶セミナー視聴画面

一流の講師陣による豊富なセミナーが満載



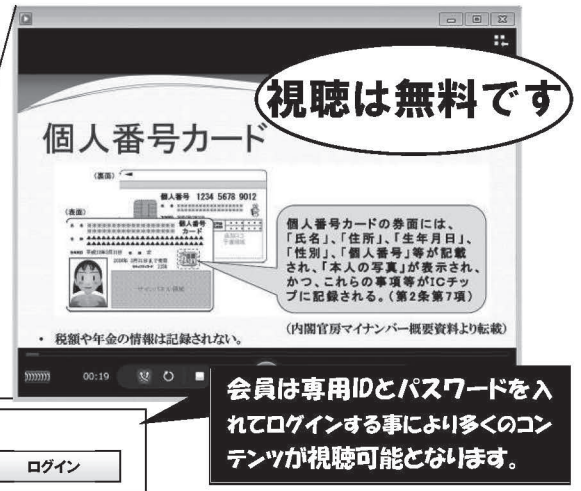
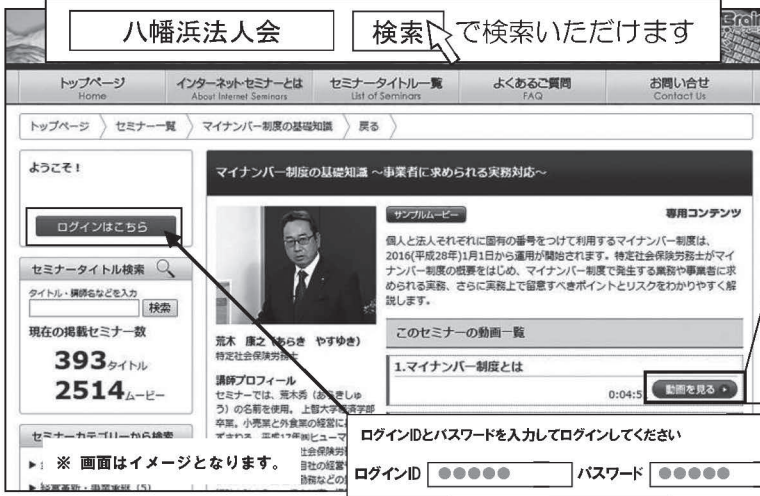
■経営 ■実務家 ■労務 ■税務・経理 ■法律 ■政治・経済 ■研修・人材育成 ■著名人 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル



# 八幡浜法人会よりインターネットセミナーのご案内

公益社団法人 八幡浜法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://y-hojin.jpn.org/>



ID・パスワードは

会員ID:hj3113 パスワード:6250

会員の方は370タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め マイナンバー制度の基礎知識



株式会社ヒューマンリソースみらい 代表取締役 荒木 秀

お勧め 「人のちから」を最大限に引き出す  
中小企業のための新卒採用セミナー



Breath行政書士事務所 所長行政書士 本多 夏帆

お勧め マイナンバーに備える!  
セキュリティの基礎知識



増井技術士事務所代表 技術士 増井 敏克

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	★ ビジネスシーンで役立つ ヴォイストレーニング	露川 芽	37分	一般経営	★ 経営者の気持ちがフワッと軽くなる 家賃を15%下げの方法 ～来月以降も効果が続く 家賃削減セミナー～	竹内 英二	37分
	ビジネスマナーの基礎講座 「お辞儀と言葉遣い編」	高久 尚子	44分		若者に魅力ある農業を! 地域を代表する農園のマーケティング(1)	瀬戸山 匠	37分
	電話対応マナー《パート1》	大井 澄子	36分		売上げが劇的にアップ! お客様を虜にして離さない 「ファンづくり」の法則	中村 悦子	48分
	聴いて広がるコミュニケーション	坪内 美樹	44分		宇宙探査の歴史と将来 日本の進むべき道は?	上杉 邦憲	79分
	新入社員向けビジネスマナー お客様 に信頼される社員になる3つの切り札	七條 千恵美	38分	税務・労務	落語で学ぶ「相続・遺言・後見」	こころ亭 久茶	48分
	怪しい取引先の見抜き方 元刑事が 教える騙されない為のポイント	森 透匡	30分		簿記の基礎が9割わかる動画セミナー (第4回試算表で一覧表にする方法)	石川 和男	42分
	お客さまとの対話を広げる 従業員のマナー研修	能勢 みゆき	46分		★ 給与計算 入門の入門	塩谷 則子	63分
政治経済	日中間の交流は今後どう進むか	莫 邦富 (モ・パソ)	89分	健康	125歳まで元気に生きるために ～60代からの強いからだの作り方～	満尾 正	96分
	戦後70年 日本と日本人の自立 TPPとAIB米中の狭間で	関岡 英之	93分		美しい高齢者施設をつくる (後編)	吉田 明弘	85分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。

(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは公益社団法人 八幡浜法人会事務局まで **TEL:0894-24-6250**



## 女性部会について

女性の役割はますます大きくなり法人会でも活発に活動しています

法人会での女性部会の目的は「研修会、親睦交流会を通じて女性部会員の資質向上を図るとともに、法人会の行う事業活動に積極的に参画し、法人会活動の充実と活性化に寄与する」としています。

平成 28 年度より「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。



平成 28 年 10 月 南予ブロック合同研修会 八幡浜大会にて



7 月 会員交流会議・税務研修会



11 月 税を知る週間広報活動  
税金クイズ&花の苗プレゼント



# 主な行事の紹介



新春経済講演会（八幡浜商工会議所共催）  
平成 28 年 1 月 27 日（水）  
八幡浜商工会館 5 階大ホール  
演題 「外の目から見た八幡浜と我が人生」  
講師 （株）清水園 代表取締役社長  
清水 志摩子 氏



愛媛県連女性部会連絡協議会「媛の会」  
平成 28 年 2 月 24 日 JAL シティ松山  
演題 「これから始まる  
「女性活躍推進」について」  
講師 S・I・C オフィスキャリアステーション  
代表 河野 久美子 氏



全国女性フォーラム福島大会  
平成 28 年 4 月 14 日  
ビッグパレットふくしま  
記念講演「伝わることの大切さ  
伝えることのすばらしさ」  
講師 フリーアナウンサー 大和田新氏



平成 28 年 5 月 28 日 社会貢献活動  
「諏訪崎の赤ガニのお産ルートを  
助けよう・守ろう」  
諏訪崎海岸の清掃活動  
参加者 約 70 名  
八幡浜法人会 後援



平成 28 年 6 月 5 日  
第 29 回福祉のつどい  
新町ドームとその周辺  
青年部会による焼き鳥他販売



愛媛県法人会連合会 第 4 回通常総会  
日時 平成 28 年 6 月 7 日  
場所 東京第一ホテル松山  
全法連功労者表彰 緒方健太郎 理事  
愛媛県連功労者表彰 山内 裕司 副会長



平成 28 年 6 月 9 日  
 青年部会会員交流会  
 八幡浜市内「大倉」にて  
 事業報告並びに事業計画の承認他



平成 28 年 6 月 10 日  
 伊方支部会員交流会議  
 伊方町商工会館  
 事業報告並びに事業計画について他  
 税務研修会開催



平成 28 年 6 月 28 日  
 福祉のつどいの売上の一部を熊本地震の  
 被災地へ八幡浜市ボランティア協議会様  
 を通じて寄付させていただきました。  
 (協議会木村会長と水内青年部会長)



平成 28 年 7 月 4 日  
 保内支部会員交流会議  
 八幡浜市文化会館ゆめみかん  
 事業報告並びに事業計画について他  
 税務研修会開催



平成 28 年 9 月 2 日  
 県連 青年部会連絡協議会 八幡浜大会  
 センチュリーホテルイトー  
 記念講演会  
 「いい会社づくりを目指して」  
 (株)あわしま堂代表取締役 木綱徳勝氏



平成 28 年 9 月 12 日  
 拡大組織委員会  
 浜味館あたご  
 28 年度会員増強について  
 拡大組織委員委嘱状授与



平成 28 年 9 月 27 日  
中小企業会計普及セミナー  
八幡浜商工会館  
講師 税理士 山内 実 氏



平成 28 年 10 月 12 日  
女性部会南予ブロック合同研修会  
浜味館あたご  
(株)あわしま堂本社工場見学及び  
代表取締役木綱徳勝氏講演会



平成 28 年 11 月 15 ～ 17 日  
年末調整説明会  
15 日伊方町  
16 日西予市  
17 日八幡浜市



平成 28 年 11 月 16 日  
ITパソコン講座  
八幡浜商工会館  
パワーポイント初級編



平成 28 年 11 月 18 日  
平成 29 年度税制改正に関する提言書提出  
八幡浜市役所 大城市長  
八幡浜市議会 上田議長



平成 28 年 12 月 12 日  
西予支部三瓶分会会員交流会議  
みかめ本館  
支部講演会  
講師 石川聖子氏



## 平成28年1月～12月 主な行事

1月20日	県連厚生委員会
1月26日	租税教室（愛宕中学校）
1月27日	新春経済講演会（商工会議所共催）
1月27日	新春役員懇談会
1月28日	県連 正副会長委員長会議
1月29日	租税教室（双岩小学校）
2月3日	租税教室（白浜小学校）
2月3日	県連広報委員会
2月5日	県連共益委員会
2月5日	全法連広報委員会
2月10日	南予地区事務局長会議
2月16日	租税教室（日土小学校）
2月18日	第1回正副会長支部長部会長会議
2月18日	県連 正副会長委員長会議
2月24日	県連女性部会「媛の会」
3月2日	県連 総務委員会
3月11日	県連 公益委員会
3月16日	平成27年度第3回理事会
3月25日	県連 正副会長委員長会議
4月1日	青年部会 役員会
4月11日	県連厚生委員会
4月13日	平成27年度会計監査
4月14日	全国女性フォーラム福島大会
4月19日	平成27年度第1回理事会
4月27日	県連 監査会
5月12日	県連 理事会
5月13日	全法連 広報委員会
5月18日	第3回通常総会
5月18日	記念講演会
5月26日	女性部会役員会
6月5日	福祉のつどい
6月7日	県連 総会
6月7日	県連 理事会
6月9日	青年部会 会員交流会
6月10日	伊方支部会員交流会
6月13日	県連青年部会 連絡協議会
6月14日	県連 税制・税務委員会
6月17日	女性部会役員会

7月4日	保内支部会員交流会
7月8日	県青連協八幡浜大会実行委員会
7月22日	四法連青年部会長サミット
7月22日	全法連 広報委員会
7月27日	女性部会会員交流会
7月28日	県連 女性部会連絡協議会
7月29日	四法連事務局長会議
8月18日	県青連協八幡浜大会実行委員会
8月19日	県連 公益委員会
8月23日	県連 共益委員会
8月25日	南予ブロック女性部会部会長会議
8月30日	県連 総務委員会
9月2日	県青連協連絡協議会八幡浜大会
9月9日	全国青年の集い
9月12日	拡大組織委員会
9月23日	県連厚生委員会
9月26日	女性部会役員会
9月27日	中小企業会計啓発セミナー
9月28日	四法連女性部会長サミット
9月29日	県連 理事会
9月29日	県連正副会長会議及び理事会
10月7日	西予支部会員交流会
10月7日	女性部会役員会
10月11日	四法連総会
10月12日	女性部会南予ブロック研修会
10月13日	青年部会役員会
10月20日	全国大会 長崎大会
11月8日	税を知る週間広報活動
11月15日	年末調整説明会～17日まで
11月16日	ITパソコン講座
11月17日	租税教室（神山小学校）
11月18日	税制提言書 提出
11月21日	役員連絡協議会
11月21日	新入会員の集い
11月25日	四法連事務局職員セミナー
12月2日	租税教室（三瓶小学校）
12月12日	西予支部三瓶分会交流会
12月20日	県連事務局職員会議



# 謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ

会員企業とご家族の皆様

安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願ひ申しあげます

平成二十九年



〈引受保険会社〉「生きる」を創る。

**Aflac**

アフラック 松山支社

法人会フリーダイヤル

☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

